

経営者のための生命保険講座 第31回

生命保険見直し術

「高額療養費制度」



4月の診療報酬の値上げ、5月の介護保険料の徴収開始に加え、7月からは健康保険法の改正による高額療養費制度の自己負担の大幅な増加が実施予定されています。

所得の増額が難しいこのご時世に、社会保険制度の変更による自己負担の増加は家計にとってなかなかきびしいものがあります。今回はこの高額療養費制度にスポットを当ててみましょう。

◆ 高額療養費制度とは？

入院等で多額の医療費がかかった場合、自己負担する上限を定めた制度のこと。健保組合の被保険者本人の場合は2割、家族などの被扶養者は入院2割、外来3割、国民健康保険の被保険者の場合すべて3割が自己負担となっていますが、月ごとに合計して上限以上に支払った場合に、医療保険から自己負担分が払い戻される仕組みです。

◆ 高額療養費制度の改正点

① 所得区分の変更

これまでの低額所得者と一般の2段階から上位所得者が新設され3段階になりました。

低額所得者	市町村民税が課税されていなかったり、生活保護を受けている人。
上位所得者	健保組合の被保険者の場合、標準報酬月額が56万以上。 国保の被保険者の場合、市町村民税の算定基礎となる総所得金額が700万以上。
一般	上記以外の人。

② 自己負担限度額の変更

		現行	改正後
低額所得者	通常	35,400円	同左
	多数該当	24,600円	同左
一般	通常	63,600円	63,600円 + (医療費 - 318,000円) × 1%
	多数該当	37,200円	同左
上位所得者	通常	—	121,800円 + (医療費 - 609,000円) × 1%
	多数該当	—	70,800円

多数該当とは過去12ヶ月以内に3回以上高額療養費を認定された場合の4回目以降の月額負担額。自己負担額には入院の際の食事代は含まれません。



**上位所得者の自己負担上限は約2倍の121,800円
+ 上限超過分1%負担に増加！
医療費の経済的負担は以前より大きくなっています。
もしもの時に備えるための準備はできていますか？**

以上ほんの少しですが高額療養費制度についてご説明させていただきました。普段から健康的な生活をおくることも大事ですが、交通事故等それだけでは防げない事もあります。医療保険等でもしもの時に備えるのも良いでしょう。保険のことはお気軽に当事務所までご相談ください。



担当 渋谷 洋子